

協会会員

介護福祉士養成施設 代表者 殿
教務主任 殿

公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会
会長 澤田 豊
(公印省略)

学生事故補償制度のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当協会では、各種実習を含む学校業務全般および学校施設の所有・使用・管理に起因する損害賠償事故から、学校ならびに学生をお守りする補償制度「学生事故補償制度」を運営しております。団体契約以下のスケジュールでご加入できますので、以下の取扱代理店までご連絡いただきますようお願いいたします。

敬具

記

1. ご加入手続きのスケジュール

| | 保険期間 | 保険の始期 | 郵送期限 | 保険料着金締切 |
|-------|--------------------|------------|------------|---------------|
| パターン1 | 2026年4月1日～ 1年間 | 2026年4月1日 | 2026年3月19日 | 2026年3月25日 午前 |
| パターン2 | 2026年4月15日～ 1年間 | 2026年4月15日 | 2026年4月3日 | 2026年4月8日 午前 |
| パターン3 | 2026年5月1日～ 1年間 | 2026年5月1日 | 2026年4月17日 | 2026年4月22日 午前 |

2. お問い合わせ先

新取扱代理店 株式会社 アライブ 〒107-0062 東京都港区南青山 2-2-6-901
TEL : 03-3479-4334 FAX : 03-3479-5322 受付時間 : 平日の午前 9 時半から午後 5 時半まで

以上

(引受保険会社 : 損害保険ジャパン株式会社 SJ25-12835 (2026.01.22) 抜粋)

会員校の皆さまへ

学生事故補償制度のご案内

賠償補償プラン、総合補償プラン



ご加入の皆様へ

保険料および補償内容の改定を行っています。ご契約に際し改定後の内容にてご案内しますので必ず本パンフレットをご確認いただいたうえで、お申込みください。



| | 保険期間の初日 | 加入依頼書締切日 | 保険料着金締切日 |
|-------|------------|------------|--------------|
| パターン1 | 2026年4月 1日 | 2026年3月19日 | 2026年3月25日午前 |
| パターン2 | 2026年4月15日 | 2026年4月 3日 | 2026年4月 8日午前 |
| パターン3 | 2026年5月 1日 | 2026年4月17日 | 2026年4月22日午前 |

ごあいさつ



公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会
会 長 澤 田 豊

介護福祉士養成教育が1988年に全国24校でスタート致しました。

その後、全国各地に沢山の養成校が開校され今日を迎えております。

養成教育に於いて、取り分け大切なのが介護実習・施設実習であります。学生の皆様の万が一の事故を補償する為の制度として、1995年4月に「事故補償制度」としてスタート致しました。

この補償制度を利用されることにより学生が安心して、有意義で充実した実習を行えるよう積極的に加入推奨したいと考えております。

また、本制度の安定した運営の為に、より多くの養成校各校のご加入をお願い致します。皆様の益々のご発展を祈念し、ごあいさつに代えさせていただきます。

目 次

| | |
|--|-------|
| 1. 制度の概要 | 1ページ |
| 2. 賠償責任の補償内容(賠償補償プラン・総合補償プラン「賠償責任の補償」)について | 2ページ |
| 3. ケガの補償内容(総合補償プラン「ケガの補償」)について | 5ページ |
| 4. 事件事例 | 7ページ |
| 5. Q&A | 8ページ |
| 6. ご加入手続き | 9ページ |
| 7. 学生事故補償制度の事務の流れ | 10ページ |
| 8. 事故発生時の対応について | 10ページ |
| 9. 重要事項等説明書(契約概要と注意喚起情報) | 11ページ |

別紙 1 在籍学生数変更届出書 15ページ

別紙 2 事故報告書 16ページ

1. 制度の概要

特 長

各種実習を含む学校業務全般および学校施設の所有・使用・管理に起因する損害賠償事故から、学校ならびに学生をお守りする補償制度です。ご希望に応じ、賠償事故のみ補償する「賠償補償プラン」と学生のケガの補償をセットした「総合補償プラン」の2つのプランから選択してご加入いただきます。

◆賠償補償プラン（賠償責任のみ補償）

《対象となる事故》

学生が学校管理下または学校が業務遂行中において第三者にケガを負わせたり、他人の物を壊したり、他人の名誉を棄損したことなどにより、学生もしくは学校が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償するプランです。（日本国内のみ）

※学生が学校管理外の日常生活等で負担する賠償責任（個人賠償責任）は補償されません。

※7ページの事故事例を参照。

《保険金額（ご契約金額）・保険料》

（保険期間1年）

| | | | |
|-----------|-------------------------------|-------------|-----------------|
| 賠償責任の補償 | 保 険 金 額 | 対人賠償 1億円 | 対物賠償 1,000万円 |
| | 自 己 負 担 額 | なし | |
| 年間（一括）保険料 | 在籍学生 ^(※4) 1名あたり | 210円 | |

※保険金額は、特約条項（施設所有管理者特約、昇降機特約、生産物特約、受託者特約）ごとに適用します。

※施設所有管理者特約および昇降機特約は1事故限度額、生産物特約および受託者特約は保険期間中の限度額となります。

◆総合補償プラン（学生のケガ+賠償責任のセット補償）

《対象となる事故》

損害賠償プランに加えて、学生が学校管理下において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガ（細菌性およびウイルス性食中毒を含みます）をした場合の補償がセットされたプランです。

※学生が学校管理外の日常生活等で負担する賠償責任（個人賠償責任）は補償されません。

※学校管理下中とは授業中・在校中、学校行事参加中、登下校中等をいいます。詳しくは8ページのQ & A参照

《保険金額（ご契約金額）・保険料》

（保険期間1年）

| 補償内容 | | タイプ | Aタイプ | Bタイプ | Cタイプ |
|-----------|-------------------------------|------------|---------|---------|---------|
| ケガの補償 | 死亡・後遺障害 | 高等学校 | 267.0万円 | 492.3万円 | 582.2万円 |
| | | 専修学校 | 148.1万円 | 306.6万円 | 329.9万円 |
| | | 大学・短期大学 | 198.3万円 | 384.1万円 | 436.3万円 |
| | 入院保険金日額 | | 2,250円 | 3,000円 | 4,750円 |
| | 手術保険金 | 入院中の手術 | 22,500円 | 30,000円 | 47,500円 |
| | | 外来の手術 | 11,250円 | 15,000円 | 23,750円 |
| 通院保険金日額 | | 1,500円 | 2,000円 | 3,000円 | |
| 賠償責任の補償 | | 賠償補償プランに同じ | | | |
| 年間（一括）保険料 | 在籍学生 ^(※4) 1名あたり | 2,000円 | 3,000円 | 4,000円 | |

（※4） 在籍学生数につきましては、9ページ「6. ご加入手続き」をご覧ください。

◆賠償補償プランと総合補償プランの違い

| | | 賠償補償プラン | 総合補償プラン |
|---------|----------------|---------|---------|
| ケガの補償 | 学生自身のケガ | × | ○ |
| 賠償責任の補償 | 学生が負担される損害賠償責任 | ○ | ○ |
| | 学校が負担される損害賠償責任 | ○ | ○ |

※賠償補償プランは、「賠償責任保険」での契約となります。

※総合補償プランは、「賠償責任保険」および「学校契約団体傷害保険（学校の管理下のみ補償）特約セット普通傷害保険」での契約となります。

保険期間

パターン1 2026年4月 1日午後4時から 2027年4月 1日午後4時まで（1年間）

パターン2 2026年4月15日午後4時から 2027年4月15日午後4時まで（1年間）

パターン3 2026年5月 1日午後4時から 2027年5月 1日午後4時まで（1年間）

※9ページの「6. ご加入手続き」をご覧ください

2. 賠償責任の補償内容について（プラン共通）

◆お支払いする保険金の種類と内容

| 保険金の種類 | 内容 | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|-------------------------------|--------------------------------|--|----------------------|--------|-------------------------------|--------|-----|-------|--|---------|
| ① 損害防止費用 | 被保険者が損害の防止や拡大を防止した際に支出した費用をお支払いします。 | | | | | | | | | | | |
| ② 緊急措置費用 | 損害の拡大や防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被保険者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用をお支払いします。 | | | | | | | | | | | |
| ③ 権利保全行使費用 | 被保険者が第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用をお支払いします。 | | | | | | | | | | | |
| ④ 争訟費用 | 被保険者が事前に損保ジャパンの承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。 | | | | | | | | | | | |
| ⑤ 協力費用 | 被保険者が損害賠償請求を受け、損保ジャパンが必要に応じて被保険者の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、被保険者が損保ジャパンに協力するために支出した費用をお支払いします。 | | | | | | | | | | | |
| ⑥ 損害賠償金 | 被害者に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。 <身体賠償事故の場合> 治療費、医療費、慰謝料 など <財物賠償事故の場合> 修理費、再調達に要する費用 など ※修理費および再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 被保険者が損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を除きます。また、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等はお支払いの対象となりません。 | | | | | | | | | | | |
| ■ 被害者対応費用 | 保険の対象となる事故が発生し、第三者が身体障害もしくは財物損壊を被った場合に、被保険者が慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とした費用を補償します。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">被害者1名 (法人の場合は1法人)</td> <td>対人見舞費用</td> <td>(死亡の場合) 10万円 (死亡以外の場合) 2万円</td> </tr> <tr> <td>対物臨時費用</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">保険期間中</td> <td>1,000万円</td> </tr> </tbody> </table> | 支払限度額 | | | 被害者1名 (法人の場合は1法人) | 対人見舞費用 | (死亡の場合) 10万円 (死亡以外の場合) 2万円 | 対物臨時費用 | 2万円 | 保険期間中 | | 1,000万円 |
| 支払限度額 | | | | | | | | | | | | |
| 被害者1名 (法人の場合は1法人) | 対人見舞費用 | (死亡の場合) 10万円 (死亡以外の場合) 2万円 | | | | | | | | | | |
| | 対物臨時費用 | 2万円 | | | | | | | | | | |
| 保険期間中 | | 1,000万円 | | | | | | | | | | |
| ■ 事故対応特別費用 | 補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用（文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費等）をお支払いします。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>支払限度額</th> <th>保険期間中1,000万円</th> </tr> </thead> </table> | 支払限度額 | 保険期間中1,000万円 | | | | | | | | | |
| 支払限度額 | 保険期間中1,000万円 | | | | | | | | | | | |
| ■ 第三者医療費用 | 所定の事故により第三者の身体の障害が発生し、被保険者が医療費用および葬祭費用を実際に支出することにより被る損害を補償します。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>支払限度額</th> <th>1名50万円／1事故・保険期間中1,000万円</th> </tr> </thead> </table> | 支払限度額 | 1名50万円／1事故・保険期間中1,000万円 | | | | | | | | | |
| 支払限度額 | 1名50万円／1事故・保険期間中1,000万円 | | | | | | | | | | | |
| ■ 物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害 | 補償の対象となる急激かつ偶然な事故が生じ、第三者の財物に対して物理的損傷を伴わない使用不能損害が発生したことによって、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>支払限度額</th> <th>1事故1,000万円（自己負担額：なし）</th> </tr> </thead> </table> | 支払限度額 | 1事故1,000万円（自己負担額：なし） | | | | | | | | | |
| 支払限度額 | 1事故1,000万円（自己負担額：なし） | | | | | | | | | | | |
| ■ 人格権侵害補償 | 保険期間中に、被保険者の業務上の行為に起因する人格権侵害または宣伝障害（不当な身体の拘束による第三者の自由の侵害や名誉き損、プライバシーの侵害、著作権侵害等）について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>支払限度額</th> <th>被害者1名につき100万円／1事故・保険期間中1,000万円</th> </tr> </thead> </table> | 支払限度額 | 被害者1名につき100万円／1事故・保険期間中1,000万円 | | | | | | | | | |
| 支払限度額 | 被害者1名につき100万円／1事故・保険期間中1,000万円 | | | | | | | | | | | |

※①から⑤までの費用は、原則としてその全額がお支払いの対象となります。

お支払いする保険金＝①損害防止費用＋②緊急措置費用＋③権利保全行使費用＋④争訟費用＋⑤協力費用

※⑥損害賠償金の額が支払限度額を超える場合、④争訟費用は、次の算式によって得られた額をお支払いします。

争訟費用の総額＝争訟費用の総額×支払限度額／⑥損害賠償金

※⑥の保険金は、法律上の損害賠償金から自己負担額を差し引いた額をお支払いします。ただし、P1「賠償補償プラン（賠償責任のみ補償）保険金額（ご契約金額）・保険料」記載の保険金額がお支払いの限度額となります。

お支払いする保険金＝⑥損害賠償金－自己負担額

◆保険金をお支払いできない主な場合<賠償補償プラン・総合補償プラン共通（賠償責任の補償）>

（賠償責任保険普通保険約款）

- ①記名被保険者、記名被保険者以外の被保険者または保険契約者（これらの者が法人である場合は、その役員とします。）の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任
- ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④被保険者と世帯を同じくする親族（※）に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
（※）親族とは、6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
なお、配偶者には次の者を含みます。
・婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
・戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者
- ⑤記名被保険者および記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑥排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任
- ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など
※「賠償責任保険追加条項」の規定を読み替えた内容を記載しています。

（賠償責任保険追加条項）

- ①原子核反応または原子核の崩壊等に起因する賠償責任
- ②石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任

- ③汚染物質の排出、流出、いつ出、分散、放出、漏出等に起因する賠償責任
- ④医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任
- ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物（注）の損壊について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
（注）下表をご参照ください。
- ⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます）
- ⑦PFASに起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます）

など

（施設所有管理者特約条項）

- ①施設の新築、改築、修理、取りこわしその他工事に起因する賠償責任
- ②航空機、昇降機、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車を含みます。）または施設外における船、車両（自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理（貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。）に起因する賠償責任
- ③屋根、樋（とい）、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
（注）別途「漏水担保追加条項」のセットにより、補償の対象となります。
- ④支給財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑤次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任
ア. 記名被保険者の役員または使用人
イ. 記名被保険者の下請負人
ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人

など

（※）「記名被保険者が所有、使用または管理する財物」のことをいわゆる『管理財物』といいます。『管理財物』の範囲は次のとおりです。

| | 名称 | 定義 | |
|--------|--|--|---|
| 1 | 所有財物 | 記名被保険者が所有する財物をいい、所有権留保条項付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。 | |
| 2 | 受託財物 | 次の①から④までに掲げる他人の財物をいいます。 | |
| | | ①借用財物 | 記名被保険者が借用している財物をいい、所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。 |
| | | ②支給財物 | 次のアおよびイの財物をいいます。 ア. 作業（注1）に使用される材料または部品をいい、既に作業（注1）に使用されたものを含みます。 |
| | | | イ. 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、すでに据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。 |
| | | ③販売・保管・運送受託物 | 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物および支給財物を除きます。 |
| ④作業受託物 | 作業（注1）のために記名被保険者の所有、または管理する施設内（注2）にある財物をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。 | | |
| 3 | 作業対象物（注3） | 受託財物以外の作業（注1）の対象物をいいます。 | |

（注1）作業 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。

（注2）施設内 仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。

（注3）昇降機特約条項では昇降機に積載した他人の財物については、補償の対象となります。

（昇降機特約条項）

- ①保険契約者または記名被保険者の故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ②昇降機の設置、改造、修理、取外し等に起因する賠償責任

- ③支給財物の損壊に起因する賠償責任
- ④次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任
ア. 記名被保険者の役員または使用人
イ. 記名被保険者の下請負人
ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人

など

〈生産物特約条項〉

- ①生産物または仕事のかしに基づく生産物（その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。）または仕事の目的物（作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。）自体の損壊に対する賠償責任（その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。）
- ②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任
支給財物の損壊に起因する賠償責任
- ④不良完成品損害に起因する賠償責任
- ⑤不良製造品・加工品損害に起因する賠償責任
- ⑥生産物が医薬品等である場合は、次に掲げる損害に起因する賠償責任
ア. 臨床試験薬、妊娠関連の医薬品、トリアゾラムなどに起因する賠償責任
イ. 後天性免疫不全症候群（AIDS）による身体障害、アミノグリコサイド系製剤による聴力障害、筋肉注射による筋拘縮症、キノホルムによるスモンなどに起因する賠償責任
ウ. 体内移植用シリコーンに起因する身体の障害に起因する賠償責任
など
- ⑦生産物が次のアからウのいずれかに該当する場合である場合は、その生産物が意図された効能または性能を発揮しなかったことに起因する賠償責任
ア. 医薬品等
イ. 農薬取扱法に規程する農薬
ウ. 食品衛生法に規程する食品
など

〈受託者特約条項〉

- ①保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人（記名被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取もしくは詐取に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ②被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ③貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型その他これらに類する受託物が損壊し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任
- ④受託物の自然の消耗または欠陥、受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）またはねずみ食い、虫食い等に起因する賠償責任
- ⑤屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する賠償責任
- ⑥受託物が委託者に引き渡された日からその日を含めて30日を経過した後発見された受託物の損壊に起因する賠償責任
- ⑦次のアからエの受託物が、法令に定められた運転資格もしくは操縦資格を持たない者によって運転もしくは操縦されている間または道路交通法（昭和35年法律第105号）に定める酒気を帯びた状態の運転者もしくは操縦者によって運転もしくは操縦されている間に発生した受託物の損壊に起因する賠償責任
ア. 自動車
イ. 車両（自動車および原動力がもっぱら人力にあるものを除きます。）
ウ. 船舶（船分類をいい、ヨット、モーターボート、カヌー、水上バイクおよびボートを含みます。）
エ. 航空機
など

〈紛失危険担保追加条項〉

- ①被保険者、被保険者の法定代理人（記名被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が紛失したことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ②貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型その他これらに類する受託物が紛失したことに起因する賠償責任

〈人格権侵害担保追加条項〉

- ①被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ②採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任
- ③最初の行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任
- ④事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑤広告宣伝、放送、出版を業とする被保険者により行われた行為に起因する賠償責任
- ⑥身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑦契約違反による宣伝障害に起因する賠償責任。ただし、書面によらない合意または約束において、宣伝上の着想または営業の手法を不正に流用した場合を除きます。
- ⑧宣伝された品質、性能等に適合しないことによる宣伝障害に起因する賠償責任
- ⑨価格表示の誤りによる宣伝障害に起因する賠償責任
など

〈物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害担保追加条項〉

- ①記名被保険者により、または記名被保険者のためになされた契約または合意の履行遅滞または履行不能に起因する賠償責任
- ②生産物または仕事の結果について、被保険者が保証し、または表示した性能、品質、適格性もしくは耐久性の水準に達していないことに起因する賠償責任
- ③記名被保険者の管理財物の損壊自体の賠償責任
- ④生産物または仕事の目的物の損壊自体の賠償責任
など

〈第三者医療費用担保追加条項〉

- ①保険契約者または被保険者（これらの者が法人である場合は、その役員とします。）の故意
- ②医療費用または葬祭費用を受け取るべき者（被害者を含みます。）の故意。ただし、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額にかぎります。
- ③記名被保険者もしくは記名被保険者の使用人等または医療費用もしくは葬祭費用を受け取るべき者（被害者を含みます。）の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為
- ⑤被害者の心神喪失
- ⑥被害者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、保険金を支払うべき身体の障害によるものである場合は、この規定を適用しません。
- ⑦医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任
- ⑧施設を継続的に占有している者またはその者の業務の従事者が被った身体の障害
- ⑨運動競技に参加している者が被った身体の障害
など

3. ケガの補償内容について（総合補償プランのみ）

◆お支払いする保険金の種類と内容

| 保険金の種類 | 内容 |
|---------|--|
| 死亡保険金 | 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額 |
| 後遺障害保険金 | 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%） |
| 入院保険金 | 事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数（事故の発生の日から180日以内） |
| 手術保険金 | 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりです。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） ＜入院中に受けた手術の場合＞手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍） （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術（※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりです。 |
| 通院保険金 | 事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数（事故の発生の日から180日以内の90日限度） （注1）通院されない場合であっても、ケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長骨管、顎骨等）を固定するために医師の指示によりギブス等（※）を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 （※）ギブス（キャスト）、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 （注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。 |

◆保険金をお支払いできない主な場合＜総合補償プラン固有（ケガの補償）＞

- 故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- 脳疾患、疾病または心神喪失
- 外科的手術その他の医療処置
- 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの
- 地震、噴火またはこれらによる津波
- 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの
- 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故
- ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハングライダー搭乗中等の危険な運動を行っている間の事故

など

（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

（※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

※上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

◆その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

【用語の定義】

| 用語 | 内容 |
|------|---|
| 先進医療 | 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html) |
| 治療 | 医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。 |
| 通院 | 病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。 |
| 入院 | 自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 |
| 事故 | 加入対象者の学校管理下および被保険者(補償の対象となる方)の通学途上における、急激かつ偶然な外来の事故をいいます。 |
| 配偶者 | 婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。 |
| 親族 | 6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。 |

◆学校の管理下中について

学校契約団体傷害保険特約(学校の管理下中のみ補償)抜粋

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|--------|---|
| 課外活動 | 学校の規則に則った所定の手続きにより学校の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動をいいます。 |
| 学校 | 保険証券記載の学校をいい、保育所、学習塾等を含みます。 |
| 学校行事 | 入学式、オリエンテーション、卒業式等教育活動の一環として学校の主催する各種行事をいいます。 |
| 学校施設 | 学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設をいい、園児・児童・生徒・学生が居住している寄宿舎、合宿所等を除きます。 |
| 教育活動行事 | 教育委員会その他の機関または団体が行う教育活動行事をいい、学校の教職員が引率するものにかぎります。 |
| 授業 | 学校の種別により、それぞれ次の①から③までのとおりとします。 ① 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく小学校、中学校、義務教育学校、高校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および幼稚園、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく保育所ならびに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に基づく幼保連携型認定こども園等の場合保育等を含みます。また、正規の教育活動のほか、特別教育活動を含みます。 ② 学校教育法に基づく大学の場合講義、実験・実習、演習または実技による授業をいいます。 ③ 学習塾、珠算塾および書道塾の場合学校として参加する模擬試験または学校の行事としての遠足、合宿、父兄会等を含みます。 |
| 大学 | 短期大学を含み、大学院を除きます。 |

第2条(保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が学校の管理下にある間に、普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条(保険金を支払わない場合)

- 当会社は、被保険者が普通保険約款第4条(保険金を支払わない場合—その2)②に該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。
- 当会社は、大学の課外活動中の被保険者が普通保険約款第4条(保険金を支払わない場合—その2)①に該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

第4条(学校の管理下)

- 第2条(保険金を支払う場合)の「学校の管理下」とは、学校の種別により、それぞれ次の①から④までに掲げる間とします。
 - 学校教育法に基づく小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および幼稚園、児童福祉法に基づく保育所ならびに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園等の場合
 - 学校の授業中
 - 在校中
 - 教育活動行事への参加中
 - 登下校中

② 学校教育法に基づく大学の場合

- 学校の授業中。なお、次のアからイまでのいずれかに該当する間を含みます。
 - 指導教員の指示に基づき、卒業論文研究に従事している間。ただし、被保険者の自宅または被保険者の友人の自宅等もつばら被保険者の私生活にかかる場所においてこれに従事している間を除きます。
 - 指導教員の指示に基づき、授業の準備もしくは後始末を行っている間または授業を行う場所、学校の図書館・資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間
 - 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第28条の規定に基づき、他の大学(注1)の正課を履修している間

イ. 在校中

ウ. 学校行事への参加中

- 学校に届け出た課外活動中。ただし、学校が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校が禁じた行為を行っている間を除きます。

オ. 登下校中

③ 学校教育法に基づく専修学校および各種学校の場合

- 学校の授業中。なお、次のアまたはイのいずれかに該当する間を含みます。
 - 指導教員の指示に基づき、卒業研究に従事している間。ただし、被保険者の自宅または被保険者の友人の自宅等もつばら被保険者の私生活にかかる場所においてこれに従事している間を除きます。
 - 指導教員の指示に基づき、授業の準備もしくは後始末を行っている間または学校の図書館・資料室において研究活動を行っている間

イ. 在校中

ウ. 学校行事参加中

エ. 登下校中

④ 学習塾、珠算塾および書道塾の場合

ア. 学校の授業中

イ. 在校中

エ. 登下校中

- (1)の①から④までの「在校中」とは、授業開始前、授業と授業の間または授業終了後において、学校施設内にいる間をいいます。ただし、学校施設内にいることについて、校長、園長、学長等が一般的に承認している場合にかぎります。
- (1)の①から④までの「登下校中」とは、授業等(注2)のため、住居と学校施設(注3)とを、合理的な経路および方法により往復している間をいいます。
- 被保険者の勤務地から登校する場合または学校施設(注3)から被保険者の勤務地へ赴く場合は、その登校または下校については、(3)の「住居」とあるのを「勤務地」と読み替えて(3)の規定を適用します。
- 被保険者が、(3)の往復の経路を逸脱した場合または往復を中断した場合においては、その逸脱または中断の間およびその後の往復の間は、(1)の①から④までの「登下校中」としません。ただし、その逸脱または中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活に必要な行為をやむを得ない理由により行うための最小限度のものである場合は、その逸脱または中断の間を除き、「登下校中」とします。

(注1) 他の大学

外国の大学を含みます。

(注2) 授業等

教育活動行事、学校行事または課外活動をいいます。

(注3) 学校施設

学校施設以外の場所で授業等(注2)が行われる場合のその場所または所定の集合・解散の場所を含みます。

4. 事故事例

◆賠償責任の事故事例（プラン共通）

| 区分 | 対象となる主な事例 |
|------|---|
| 賠償事故 | <ul style="list-style-type: none"> ・実習中にベッド下の配線コードに足を引掛けてしまい、床頭台が横転し破損させた。 ・医療的ケア（喀痰吸引・経管栄養）の実地研修で、喉にキズを付けてしまった。 ・自習中に実習先施設から借りたロッカー鍵を紛失した。 ・実習先で配茶用のお盆を拭いている時に破損させた。 ・介助の実習中、利用者役の教師が介護役の生徒に体を預けた際に支えきれず転倒し、生徒の眼鏡が破損。 |
| | 補償されない主な事例 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・登下校中に生徒が自転車で事故を起こし、歩行者にケガをさせた。 ・自動車やオートバイの運行に起因する事故。 ・生徒間同士の喧嘩を起因とした賠償事故。 |

◆ケガの補償の事故事例（総合補償プラン）

| 区分 | 対象となる主な事例 |
|------|--|
| 傷害事故 | 登下校中 <ul style="list-style-type: none"> ・自宅から実習先に向かう途中に、車両に追突され入院。 ・通学途中にバイクでタクシーと接触し骨折のため入院。 ・自転車で登校中、飛び出して来た子供を避けようとしてバランスを崩し転倒。ケガで通院。 |
| | 授業中・実習中 <ul style="list-style-type: none"> ・学校行事のスポーツ大会の競技中、他の学生と接触し転んでケガをした。 ・学校行事（運動会）にて足首をねんざした。 ・教育実習中に子どもと走っていたところ、足を捻って通院。 ・介護実習中、利用者を抱きかかえた際に左ひざを痛めた。 ・学校行事中の綱引きで足の甲を痛めて通院。 |
| | その他 <ul style="list-style-type: none"> ・実習先の実習施設内で休憩時間中にサッカーをしていて打撲し通院。 ・放課後友人と廊下での会話中にバランスを崩し転倒、床で頭を打ち右前歯が折れて通院。 |
| | 補償されない主な事例 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・自宅（学校・通学・実習への往復以外）でのプライベート中のケガ。 ・生徒間同士の喧嘩（故意・闘争行為によること）を起因としたケガ。 |

学生自身の食中毒事故についても補償されます。主な原因は以下をご参照ください。

| 食中毒の主な原因 |
|--|
| 自然毒による食中毒（毒キノコ、ふぐ など） |
| 化学物質による食中毒（メタノール、ヒ素 など） |
| 細菌性およびウイルス性食中毒（O-157、ボツリヌス菌、ノロウイルス など） |

5. Q&A

〔賠償責任の補償〕

Q1. 賠償責任の補償の対象となる場合について教えてください。

- A. 実習中に学生が、第三者にケガをさせたり、第三者の物をこわしたことに對し、学生または学校が法律上の損害賠償責任を負担されたことにより損害が発生した場合が対象となります。
事故が発生した場合でも相手方が損害賠償請求をしない場合は、損害が発生しないため、保険金はお支払いできません。

Q2. 第三者とは誰をさしますか？

- A. この補償制度の被保険者(学校または学生)以外をさしますが、学生と学生の親族などは第三者として扱われません。ただし、学校と学生の間は第三者とみなします。

Q3. 学生同士の事故についても補償されますか？

- A. 補償されます。(ただし、学生同士のケンカなどは、故意による賠償事故とみなされ対象外です。)

Q4. 自動車を運転中、事故を起こした場合は対象となりますか？

- A. 自動車・バイクには、別に自賠責保険(強制保険)・自動車保険(任意保険)があり、自動車の運行に起因する賠償責任は、本制度の対象外です。なお、ケガの補償は対象になります。

Q5. 医療的ケア(たんの吸引・経管栄養)の実地研修を行った際に、入所者にケガをさせてしまいました。補償されますか？

- A. 補償されます。ただし、法令などで認められている内容や条件を満たしていることが前提となります。詳しくは「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」などでご確認ください。

〔ケガの補償〕

Q6. 『学校管理下』について教えてください。

- A. 学校の管理下として保険金お支払いの対象となる主な場合は次のとおりです。
・学校の授業中 ・学内の実技中 ・学外への実習中 ・学校行事の参加中 ・学校、実習先(通常経路)への往復途上など
学校種類により管理下中の範囲が異なるため、詳しくは、P6「◆学校の管理下中について」をご確認下さい。

Q7. ケガの補償の対象となる事故について教えてください。

- A. 学校管理下における『急激』かつ『偶然』な『外来』の事故により被ったケガが対象となります。
『急激』とは、原因または結果の発生を避けえない程度に急迫した状態
『偶然』とは、原因または結果の発生を予知できない状態
『外来』とは、発生の原因が被保険者の身体に内在するものではなく、外部にあること
この3要件を欠くケガとしては、「靴ずれ」「しもやけ」「日やけ」「野球肘」「テニス肘」「職業病」「ストレスの蓄積による腰痛」などがあげられます。

Q8. 実習先で新型コロナウイルス等の感染症に感染してしまいました。対象となりますか？

- A. 感染症は、対象とはなりません。

Q9. 学校行事中ハチに刺された場合は対象となりますか？

- A. 対象になります。
なお、ケガの補償で対象となる虫刺されは、「肉体的に可視できる傷口を有し、それによってただちに炎症などを引き起こすもの」と考えられており、蚊、ダニ、ツツガムシなどに刺された場合はそれにあらず対象とはなりません。詳細につきましては取扱代理店にお問い合わせください。

Q10. 健康保険の給付を受けた場合、保険金は減額されますか？

- A. ケガの補償では、健康保険や生命保険ならびに他の傷害保険とは関係なく保険金をお支払いします。

〔手続き〕

Q11. 学生のうち希望者だけ加入することはできますか？

- A. この補償制度は、学校単位もしくは学部・学科単位での加入を前提とする保険料率を使用しているため、最低でも学科単位で学生全員のご加入をお願いします。

Q12. 加入依頼書の告知事項欄に記入すべき内容は？

- A. 告知事項記載の質問事項は、養成施設(学校)が、加入しているご契約についての質問事項となります。
告知事項欄1つ目の質問については、加入申込人(加入対象者)である学校が、本保険制度で被保険者とする学生に対して、過去1年以内にケガを補償する保険や共済など(本保険制度を含みます。)に加入していた場合、過去1年間に保険金の受領または請求歴があれば「はい」に○を付し、その回数をご記入ください。
告知事項欄2つ目の質問については、加入申込人である学校が、本保険制度で被保険者とする学生、学校(学校の役職員を含みます。)に対して、本保険制度以外の保険や共済などに現在加入されている場合「はい」に○を付し、その保険や共済などのご契約金額など詳細をご記入ください。
なお、いずれも該当しない場合は必ず「いいえ」に○を付してください。

Q13. 通知義務とは？

- A. 加入申込人である養成施設には、毎月基準日(パターン1、パターン3でご加入の場合は毎月1日、パターン2でご加入の場合は毎月15日)の在籍学生数について、直近でご通知いただいた在籍学生数(初回のご通知は加入依頼書となります。)から変更があった場合、基準日から10日以内にご連絡いただく義務があります。
ただし、ご加入時の在籍学生数や、該当月の前の月にご連絡いただいた人数と変動がない場合は、あらためてご連絡いただくなくても結構です。(直近のご連絡と変更がないものとしての取扱いとなります。)

6. ご加入手続き

◆ご加入いただける施設（学校）

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会の会員施設（学校）となります。

◆加入方法について

同封の加入依頼書に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、1枚目から2枚目を、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会事務局にご郵送ください。（3枚目は郵送せず保管ください。）

また、保険料を

| |
|--|
| 三井住友銀行 霞が関支店 普通預金 No6557978 公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会 コウエキシャダンホウジン ニホンカイゴフクシシヨウセイシセツキョウカイ |
|--|

にお振り込みください。なお、領収証は原則として発行しませんので、必要な場合は取扱代理店にご請求ください。

郵送・振込みの期限は次のとおりです。

| | 保険期間の初日 | 加入依頼書締切日 | 保険料着金締切日 |
|-------|------------|------------|-----------------|
| パターン1 | 2026年4月 1日 | 2026年3月19日 | 2026年3月25日午前（※） |
| パターン2 | 2026年4月15日 | 2026年4月 3日 | 2026年4月 8日午前（※） |
| パターン3 | 2026年5月 1日 | 2026年4月17日 | 2026年4月22日午前（※） |

（※）午後に行う通帳記帳による着金確認をもって締切とさせていただきますので、午前中を着金締切日とさせていただきます。

ご希望の保険期間の初日にあわせて加入依頼書の郵送および保険料を電信扱にて上記口座にお振り込みください。

[ご注意] 例えばパターン1を加入希望の場合、加入依頼書が3月21日（締切日）前に到着していても、保険料の着金が3月30日となった場合には、保険期間の初日はパターン2の4月15日からとなります。

◆保険契約ならびに加入証について

この保険は、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会が損保ジャパンと一括して契約を行う団体契約です。したがって、保険証券は協会事務局にて保管されます。

各施設に対しては加入証をお届けします。加入証到着まで時間がかかりますので、加入依頼書3枚目の加入者用を保管しておいてください。

保険期間の初日から1か月を経過しても加入証が到着しない場合は損保ジャパンまでご連絡ください。

◆加入申込時の在籍学生数の計算方法

保険期間の初日における予定在籍学生数でご加入いただきます。

◆在籍学生数の通知と、保険期間満了後の精算について<「総合補償プラン」固有>

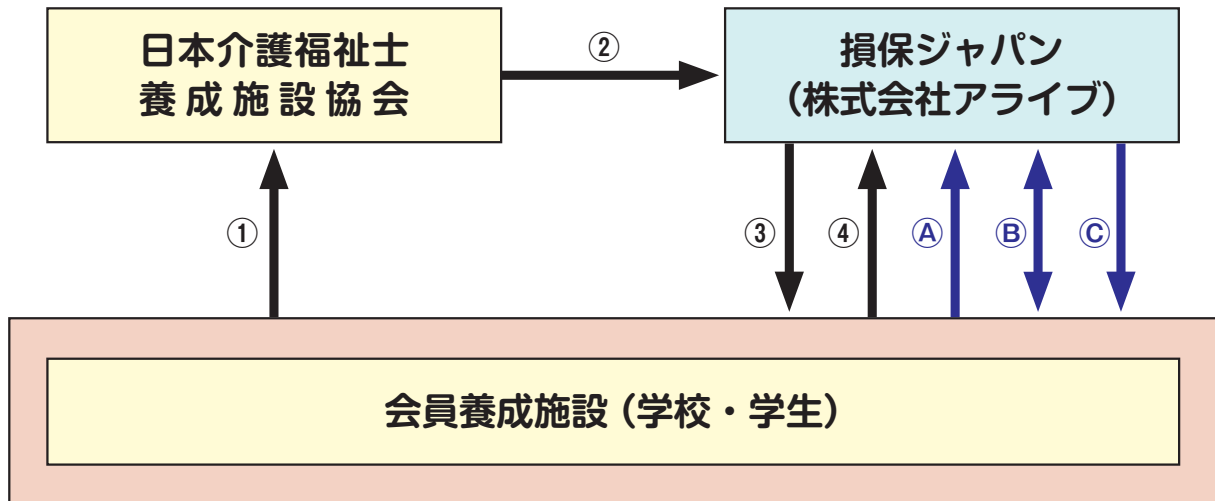
毎月の基準日（パターン1、パターン3の場合は毎月1日、パターン2の場合は毎月15日）現在の在籍学生数について、直近で通知いただいた在籍学生数（初回のご通知は、加入依頼書になります。）から変更があった場合、15ページの別紙1「在籍学生数変更届出書」を使用して、基準日から10日以内に変更後の在籍学生数をFAXにてご通知ください。保険期間終了後、ご加入時の在籍学生数と、保険期間中の平均学生数との差により、ケガの補償部分について確定精算を行わせていただきます。（確定精算が必要な場合のみ個別にご案内させていただきます。）

※直近で通知いただいた在籍学生数と変動がない場合は通知不要です。

※「賠償補償プラン」にご加入の場合は、通知不要です。

7. 学生事故補償制度の事務の流れ

◆本制度の事務の流れは下記の通りとなります。



◎ ご加入手続き

- ① 学校は、日本介護福祉士養成施設協会に加入依頼書を提出し、保険料をお振り込みください。
- ② 日本介護福祉士養成施設協会は、損保ジャパン（株式会社アライブ）に加入依頼書を送付し保険料を払い込みます。
- ③ 加入証をお届けします。
- ④ 学生の増減員が生じた場合は、その月の増減員を毎月末を基準日として翌月10日までにご連絡願います。（増減員のご通知がない場合は、それまでのご加入学生数に変更がなかったものとしての取扱いとなります。）<通知義務>

◎ 事故対応（事故が起こったら）

- A 学校または学生（学生は学校を通じ）はただちに損保ジャパンに事故報告します。（16ページの事故報告書を使用してください。あわせて下記の「8. 事故発生時の対応について」もご覧ください。）
- B 損保ジャパンから送付された保険金請求書類一式に必要事項を記入し、返送してください。
- C 損保ジャパンから保険金が支払われます。

8. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合は、ただちに16ページの別紙2 事故報告書をコピーのうえ記入し、損保ジャパンまでご通知ください。本制度では制度運営の健全性維持およびサービス提供のため、お客さまの事故に関する情報（事故状況や支払保険金など）を引受保険会社が団体契約者である公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会に提供することがあります。

- ・事故の発生の日から30日以内にご連絡いただけない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。
- ・その後の対応につき、損保ジャパンから連絡または書類を送付します。
- ・賠償事故の場合、示談交渉は必ず損保ジャパンと相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- ・事故が起きた場合には、取扱代理店および損保ジャパンは、被害者との示談交渉に関するご相談の受付けなど事故解決のためのお手伝いをします。ただし、取扱代理店および損保ジャパンは被害者との示談交渉をお引き受けすること（示談代行）はできませんのでご了承ください。

9. 重要事項等説明書

学生事故補償制度 契約概要と注意喚起情報

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。

また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

■商品の仕組み

〔賠償補償プラン〕賠償責任保険普通保険約款に各種特約をセットした商品です。

〔総合補償プラン〕傷害保険普通保険約款に各種特約をセットしたものと賠償責任保険普通保険約款に各種特約をセットしたものを組み合わせた商品です。

■保険契約者：公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会

■保険期間

〔パターン1〕

2026年4月1日の午後4時に始まり、2027年4月1日の午後4時に終わります。

〔パターン2〕

2026年4月15日の午後4時に始まり、2027年4月15日の午後4時に終わります。

〔パターン3〕

2026年5月1日の午後4時に始まり、2027年5月1日の午後4時に終わります。

■申込締切日：

〔パターン1〕加入依頼書締切日：2026年3月19日

保険料着金日：2026年3月25日午前中

〔パターン2〕加入依頼書締切日：2026年4月3日

保険料着金日：2026年4月8日午前中

〔パターン3〕加入依頼書締切日：2026年4月17日

保険料着金日：2026年4月22日午前中

■引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等

引受条件（保険金額等）、保険料はパンフレットに記載していますので、ご確認ください。

●加入対象者：日本介護福祉士養成施設協会の会員施設（学校）

●被保険者：【ケガの補償】

学生・生徒（「保険期間末日に年齢が満23歳未満」または「学校教育法に定める学校の学生・生徒」）にかぎります。

※名簿の備付けが必要となります。

【賠償責任の補償】会員施設（学校（①学校の役職員を含みます。）および②学生・生徒

※①②は会員施設（学校）の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象（被保険者）となります。

●お支払方法：指定の振込先（パンフレットに記載しています。）にお振込みください。

●お手続方法：加入依頼書に必要な事項をご記入のうえ日本介護福祉士養成施設協会まで送付ください。

●中途加入：2026年5月2日以降の中途でのご加入は、随時受付しています。その場合の保険期間は、加入手続きが完了した日以降の日で、日本介護福祉士養成施設協会と加入対象者で協議の上決定した日の午前0時から、2027年5月1日の午後4時までとなります。

●中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、パンフレット記載の代理店までご連絡ください。

●変更手続き：ご加入いただいた内容に変更が生じた場合は、損保ジャパンまでご連絡ください。

■満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

賠償責任の補償【賠償補償プラン・総合補償プラン共通】ご加入にあたってのご注意

■告知義務（ご契約締結時における注意事項）

(1) 加入対象者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

<告知事項>

加入依頼書等の記載事項すべて

(2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

（注）告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

① 学校名

② 学部、学科、学年などの加入単位

③ 保険契約開始日現在の在籍学生数

④ その他保険会社が加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項

■通知義務（ご契約締結後における注意事項）

(1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

（注）加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパ

ンからの重要なご連絡ができないことがあります。

【ご契約者の住所などを変更される場合】

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。

(4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

■個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業所を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

賠償責任の補償【賠償補償プラン・総合補償プラン共通】 万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。加入申込人（加入対象者）または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 以下の事項を、遅滞なく損保ジャパンまで所定の書面でご通知ください。
 - <1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - <2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - <3>損害賠償の請求の内容 など
- 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
- 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

- 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
 - 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 - 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
- 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
 - この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

| | 必要となる書類 | 必要書類の例 |
|---|---|---|
| ① | 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類 | 保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等 |
| ② | 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類 | 事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等 |
| ③ | 保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類 | ①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面（写）、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿（写）等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 等 |
| ④ | 保険の対象であることが確認できる書類 | 登記簿謄本、売買契約書（写）、登録事項等証明書 等 |
| ⑤ | 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類 | 同意書 等 |
| ⑥ | 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類 | 示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収書、承諾書 等 |
| ⑦ | 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための資料 | 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 等 |

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
 - ①公的機関による捜査や調査結果の照会
 - ②専門機関による鑑定結果の照会
 - ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④日本国外での調査
 - ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険

- 者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ケガの補償【総合補償プラン固有】【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約 | <input type="checkbox"/> 保険料、保険料払込方法 |
| <input type="checkbox"/> 保険金額 | <input type="checkbox"/> 満期返れい金・契約者配当金がないこと |
| <input type="checkbox"/> 保険期間 | |

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください）。

- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」はお客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

ご注意

- 賠償責任保険普通保険約款に特約条項および追加条項がセットされています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- ご契約の際は、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 特に、在籍学生数など保険料計算に関係する事項につきましては、加入依頼書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。
なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- ①保険期間が1年以内のご契約
- ②営業または事業のためのご契約
- ③法人または社団・財団等が締結したご契約
- ④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約 など

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- この保険契約の保険料を定めるために用いる保険料算出の基礎数字は、在籍学生数となっています。保険料算出の基礎数字につきましては、正確にご申告いただきますようお願いいたします
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ケガの補償【総合補償プラン固有】ご加入に際して、特にご注意ください（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
★他の保険契約等^(※)の加入状況 ★被保険者の人数
(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
* 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
* 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定めることはできません。

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

- 被保険者の人数が増加または減少となる場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。
- ご通知いただいた内容に基づき、保険料を請求または返還します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
<被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について>
被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎり）を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、

取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- <重大事由による解除等>
- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- <他の身体障害または疾病の影響>
- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。2026年5月2日以降の中途でのご加入は、随時受付しています。その場合の保険期間は、加入手続きが完了した日以降の日で、日本介護福祉士養成施設協会と加入対象者で協議の上決定した日の午前0時から、2027年5月1日の午後4時までとなります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまでご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

| | 必要となる書類 | 必要書類の例 |
|---|---------------------------|---|
| ① | 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類 | 保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など |
| ② | 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類 | 傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など |

| | | |
|---|--|---|
| ③ | 傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類 | ①被保険者の身体の障害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など |
| ④ | 保険の対象であることが確認できる書類 | 売買契約書(写)、保証書 など |
| ⑤ | 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類 | 同意書 など |
| ⑥ | 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類 | 示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など |
| ⑦ | 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類 | 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など |

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が

必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返戻金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の状況により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちまだに過ぎっていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

- (1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
- (2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割(※)までが補償されます。

(※) 保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

ケガの補償、賠償責任の補償 (共通)

事故が起こった場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

<受付時間>

24時間365日

- 加入証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

■保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

電話番号：03-4332-5241(全国共通) おかけ間違いにご注意ください。

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・12/30～1/4は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。

必要に応じて、団体まで請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこの帳票に記載した内容をお伝えください。

- このパンフレットは、賠償補償プラン(賠償責任保険)と総合補償プラン(賠償責任保険と学校契約団体傷害保険特約付傷害保険)の概要を説明したものです。この保険へのお問い合わせおよび資料の請求につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお願いします。

在籍学生数変更届出書

「総合補償プラン」にご加入の学校で、保険期間の途中で、基準日(※)の在籍学生数に変更があった場合には、本報告書を使用し、変更月の基準日から10日以内に、損保ジャパンまでご通知をお願いします。
 なお、変更がない場合は、通知不要です。また、変更のご通知がない場合は、前月の基準日と同数とみなさせていただきます。

(※) パターン1、パターン3のご加入の場合は毎月1日、パターン2でご加入の場合は毎月15日となります。

取扱代理店：株式会社アライブ
 FAX : 03-3479-5322

基準日現在の在籍学生数に変更が発生しましたので、以下に相違ないことを確認のうえ、通知します。

記入日： 20 年 月 日

| | | | |
|------------------------|-----|-----|------|
| 会員番号 | | | |
| 施設(学校)名 代表者(契約責任者)名 | | | 印(※) |
| 担当者名 | | | |
| 所在地 | | | |
| 連絡先 | TEL | FAX | |

(※) 法人印、代表者印、担当者印のいずれかをご捺印ください。

| 増減発生月 | 在籍学生数 | 備考 |
|------------|-------|----|
| 20 年 月 | 人 | |

事故報告書

損害保険ジャパン株式会社
 団体保険金サービス第一課 宛
 TEL :03-3349-5295 FAX :042-452-3803

学校名 _____

〒 _____

住所 _____

ご担当者名 _____

TEL - -

FAX - -

◆太枠内にご記入ください。

| | | | | | |
|-------------|---|----------------------------|----------------------|------|--|
| 1. | 事故の種類 | ①賠償事故 | ② 傷害事故 (加入タイプ A・B・C) | | |
| 2. | 被保険者情報 | 学生の氏名 または学校名 | (フリガナ) | | |
| | | | | | |
| | | 住所 | (フリガナ) | | |
| TEL () | | | | | |
| | 性別 | 男 ・ 女 | 年齢 | 歳 | |
| 3. | 事故日 | 年 月 日 | | 時 分頃 | |
| 4. | 事故場所 | | | | |
| 5. | 事故状況 (詳細をご記入ください。) | | | | |
| 6. | <傷害事故の場合> ケガをされた部位 | 頭部・顔面・頸部・腕・肩・腰部・脚・その他() | | | |
| 7. | <傷害事故の場合> ケガの程度 | 骨折・捻挫・打撲・脱臼・やけど・切り傷・その他() | | | |
| 8. | <傷害事故の場合> 病院名 | | | | |
| 9. | <賠償事故の場合> 被害者情報 | 氏名・ 連絡先 | (フリガナ) | | |
| | | | TEL () | | |
| 10. | <賠償事故の場合> 被害(損害)の程度 (詳細をご記入ください。) | | | | |
| 保険会社 使用欄 | 保険種類 | 賠償責任 | | 普通傷害 | |
| | 証券番号 | | | | |
| | 扱代理店 | | | | |
| | 担当店 | 医療福祉開発部第2課 (GT30) | | | |
| | メモ | | | | |

補償内容・加入手続きに関してのご相談窓口

取扱代理店 株式会社 アライブ

TEL :03-3479-4334 FAX :03-3479-5322

〒107-0062 東京都港区南青山2-2-6-901

受付時間：平日の午前9時半から午後5時半まで

契 約 者 公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会

〒113-0033 東京都文京区本郷3-3-10 藤和シティーコープ御茶ノ水2階

TEL :03-3830-0471 FAX :03-3830-0472

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL :03-3349-5137

(受付時間：平日の9:00～17:00 (土日・祝日、12/31～1/3を除きます。))